

広島県告示第七百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成三十年十一月八日までの間、縦覧に供する。

平成三十年十月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道下佐東線	山県郡安芸太田町大字穴字程原九一番二地先から 山県郡安芸太田町大字穴字程原九四番一七地先まで	平成三〇年一〇月二五日